

23



各支局長

殿

庶務課長

有添付物  
貯保庶務三五四號  
通牒  
昭和二十年五月十五日

新規及現員徴用實施要領ニ關スル件

國民勤勞勅員令ノ制定ニ伴ヒ「新規徴用實施要領」並ニ「現員徴用實施要領」決定セラレ別紙ノ通厚生省ヨリ地方長官宛通達セラレタルニ付了知相成事

追テ現員徴用未實施<sup>支局</sup>ニ於ケル現員徴用及今次現員徴用實施ニ於テ採用シタル者ニ對スル徴用令番ノ合差ニ付テハ別紙信向<sup>郵信等與</sup>（郵信等與）  
分業ト訂合ノ上取違相成事

裏面白紙

150

勸業局四八五號

昭和二十年四月二十日

廣府縣長官

厚生省勸業局長

新規徵用事務取扱ニ關スル件

國民勸業勳員令施行ニ關シテハ三月十日厚生省委勸業第六九號ヲ以テ依命  
通牒相成候處右通牒中國國民勸業勳員令事務取扱要領第三章第三節、二  
、四ニ掲グル新規徵用ハ左記ニ依リ細措相成候

記

國民勸業勳員令第十五條、申請（請求）ニ基キ徵用、勳員ヲ依リ  
トキハ別紙様式第一號ニ依ル徵用實施調査表添付、上右徵用實施令  
付厚生大臣ニ稟伺スルコト

此、重要スレハ請ノ之ガ申請（請求）ニ當リ別紙様式第二號ニ依ル徵  
用實施申請（請求）票ヲ添付センムルコト



様式第二號

新規採用實施申請（請求）票

備考	採用に必要 トスル理由	採用期間		出頭日時、 場所（名稱所 在地）及人員	申請（請求） 人員			從事スベキ 總動員業務	專業場、名 稱及所在地
		自 昭和 年 月 日	至 昭和 年 月 日		計	女	男		
				名 稱 所 在 地				技術者 經驗者 未経験者	區 所 分 管
				人員 日 時				計	

廳府局長官

昭和 年 月 日

（請求）

裏面白紙

記載注意

一、所管區分欄ニハ專需會社(含社需充足會社)管理工場位ニ生産所  
管省、區別ヲ左、如ク記載スルコト

○ ○ 省  
○ ○ 省

二、従事場所ガ記述百所又ハ多量場ト具ナル場合ハ當該従業場所ヲ備  
考欄ニ記載スルコト

三、被徵用者、年齢、級位及技能程度ニ付一定ノ資格條件ヲ要スル場  
合ハ其、旨備考欄ニ記載スルコト

四、指名徵用申請(請求)、場合ハ被徵用者連名表ヲ添附スルコト

労働法一〇三條

昭和二十年四月七日

學 生 次 官

礦 府 縣 長 官

新規徵用實施要領ニ關スル件

今礦國民労働員令、制定ニ伴ヒ別紙、通新規徵用實施要領決定相成  
等條項今特別、指示無キ限り御指圖相成添付此段及通牒候也

新規徴用實施要領

第一 徴用スベキ者ノ範圍

新規ニ徴用スベキ者ハ別ニ定ムル場合ノ外左ニ依ルコト  
★未經婚者

國民登録者ニシテ國民學校初等科以上ヲ終了シタル者タルコト

國民登録者ニシテ國民學校初等科以上ヲ終了シ且成ル可キ三日以上  
上等夜間學校ニ從事シ又ハ之ト同程度ノ修業ヲ有スル者タルコト

第二 新規徴用基準

新規徴用ニ當リテハ特ニ左ニ留意スルコト

一 徴用ヲ志願スル者ヲ先ニスルコト

二 身体強健ナル者ヲ先ニスルコト

三 防空監視隊員トシテ中央ニ於テ定メラレタル一防空監視隊員

定員内ニアル者ハ徴用セザルモ考査スルコト

四 陸海軍軍人ニシテ長期ニ且リ外訖ニ服務シ歸還セタル者ハ相當

期間徴用セザルモ考査スルコト

五 巧業者ニシテ各種産業ニ於ケル中選要員タル者ハ徴用セザル

モ考査スルコト

六 新規徴用ヨリ除外スベキ者ノ範圍ハ法令ニ依リ定メラレタル者

ノ外左ニ依ルコト

一 官職又ハ他府公共團體ニ勤務スル者ニシテ女子又ハ男子高齡者

ニシテ代務ヲ爲スト認メラルル者

二 官署ノ勤務ニ従事スル者

三 官署ノ利用人ニシテ工場又ハ下請工場ニ於テ規定ノ労働時間

生活時間ニ従事スル者ニシテ官署ノ長官若シテ管理員又ハ支那官ニ

シテ他人ノ代りに代務ヲ行フアリタル者

四 生産力有電ノ規定ニ従事スル者ニシテ他人ノ代りに代務

キ旨證明アリタル者

因官衙又ハ重要事業場ノ工事ニ關係シ境ニ該工事ニ從事スル者ニ

シテ該人ヲ以テ代ヘテキ旨證明アリタル者

内陸軍防衛規則ニ基ク防衛召集待命所附者

出兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ証明シ得ル學校ト

シテ稱ゲラレタル者、又ハ中等學校令ニ基ク學校令ニ文部厚生

兩大臣ニ於テ協議シ、上指定シタル各種學校ニ在學スル者

(四) 徴兵検査ヲ終了シ近ク入營ヲ豫想セララルル者

第三條 徵用事務

ノ國民勤勞動員令第十條ノ規定ニ依ル後衛ヲ爲シ勤勞常時要目トシ

テ職務ニ充スト判定セラレタル者、中ヨリ資格者ヲ決定シ職務

用者ヲ決定スルコト

2 資格者少キ爲徵用人員ニ不足ヲ生ジタルトキハ更ニ詮議ヲ行ヒ充

足ヲ爲スコト此ノ場合ニ於テ已ムヲ得ザル處用ニ因リ充足ノ見込

ヲキトキハ其ノ事田ヲ具シ學生大臣、指揮ヲ受ケルコト

3 徵用令書交付ノ際ハ被徵用者赴任心算ヲ作成シ同令書ニ添附スル

コト 但シ事業場ニ費用セラレタル者ニ對シテハ徵集事業場ヨリ

送付セシムルニ付之ヲ添附スルコト

事業場ニ付費用ヲ實施スル場合ハ別ニ指示スル所ニ依ルコト

第四條 注意

ノ被徵用者ニ對シテハ出願願書前金課制、送旨ヲ在籍スルコト

2 事業場ニ對シテハ出願願書前金課制、送旨ヲ在籍スルコト

用者ヲ使用スル事業場ノ事業主ニ對シテハ徵集通知ヲ當シ被徵用

者ノ旅行前ニ送給セシムルコト

3 被徵用者、労働時ニ對シテハ宿省ニ於テ運輸通信省ト協定シ上

運輸省ト協定シ、手続ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

運輸省ヨリ其ノ送旨ヲ以テ運輸省ニ對シテハ地元縣又ハ

厚生省發勸第一〇五號

昭和二十年四月九日

各府縣長官

厚生省勸導局長

事案現用後用賣地本準ニ懸スル件

地賣地現用賣地ニ懸シテハ客年九月三十日勸發第一一八號國民徵用  
賣地ニ懸スル地賣地ニ依リ夫々賣地中ノ範圍今左記各號ニ該當スル事  
業場ニ付必要アル場合ハ現用賣地中賣地スルコトト相成候條約了知相  
成

記

一 上掲各號賣地中ノ地賣地ニ依リ賣地マラレルモノナレコトヲ申明トスルニ

二 男女老若無差ト一〇〇名ハ無差、女子挺身隊ヲ除ケル以上ト在籍スル  
モノナルコト

三 勸導管理良好ニシテ地方長官ヲ於テ賣地賣地ナシト認メタルモノ  
ナルコト



裏面白紙

厚生省労働部第一一五號

昭和二十年四月二十日

厚生大臣官

國府縣長官

職員任用實施要領ニ付スル件

今般國民勤勞動員令、制定ニ伴ヒ職員任用ハ國民勤勞動員令第十五條、由請(請求)トハ別圖ニ準テ、畢業主(國ニ在リテハ官衙ノ長トス)、由請(請求)ニ基キ當該畢業場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ管轄スルコトトシ別紙、補現員任用實施要領決定相成條條及補現員任用、上之ガ運用ニ關スル事ヲ明セラルレ得此後依命及補現條也

168

現員徴用管轄規則

- 一、現員徴用ハ特別ニ指示スル場合ヲ除キ本規則ニ依リ之ヲ管轄スルコト
- 二、現員徴用ハ専ら農林ノ事務主ニ依リテハ官衙ノ長トスルノ由請(請求)ニ依リテ之ヲ管轄スルコト
- 三、現員徴用ノ申請(請求)ハ別紙様式第一號ニ依リテ之ヲ爲サシムルコト
- 四、現員徴用ノ申請(請求)ハ地方長官ハ且ノ内容ヲ審査シ適當ト認ムルモノニ付テハ厚生大臣ノ命令アリタルモノトシテ現員徴用ヲ管轄スルコト
- 五、現員徴用ノ申請(請求)ハ官衙ニ付リテハ生産所等官地地籍簿ノ意見ヲ徴スルコト
- 六、現員徴用ハ成ルベク半年期滿ニ取滿メ管轄スルコト
- 七、現員徴用スベキ者ノ範圍ハ前ニ定ムル場合ノ外左ニ依ルコト

- 一、現員徴用管轄地無過半年日現在ニ於ケル在籍者ニシテ年齢十二年以上トシテモノタルコトヲ原則トスルコト
- 二、前項ノ在籍者ハ官衙ニ在リテハ官衙ノ僱人又ハ之ニ準ズルモノ及工員ノ専業主ニ在リテハ専業主(共人ニ在リテハ且ノ代表者)兼員及工員タルコトヲ原則トシ左ノ各號ノ一ヲ適合スルモノハ之ヲ除外スルコト
- (1) 現ニ應召又ハ入會中ノ者
- (2) 現ニ在籍中ノ者
- (3) 現ニ在籍中ノ者
- (4) 現ニ在籍中ノ者
- (5) 現ニ在籍中ノ者
- (6) 現ニ在籍中ノ者
- (7) 現ニ在籍中ノ者
- (8) 現ニ在籍中ノ者
- (9) 現ニ在籍中ノ者
- (10) 現ニ在籍中ノ者
- (11) 現ニ在籍中ノ者
- (12) 現ニ在籍中ノ者
- (13) 現ニ在籍中ノ者
- (14) 現ニ在籍中ノ者
- (15) 現ニ在籍中ノ者
- (16) 現ニ在籍中ノ者
- (17) 現ニ在籍中ノ者
- (18) 現ニ在籍中ノ者
- (19) 現ニ在籍中ノ者
- (20) 現ニ在籍中ノ者
- (21) 現ニ在籍中ノ者
- (22) 現ニ在籍中ノ者
- (23) 現ニ在籍中ノ者
- (24) 現ニ在籍中ノ者
- (25) 現ニ在籍中ノ者
- (26) 現ニ在籍中ノ者
- (27) 現ニ在籍中ノ者
- (28) 現ニ在籍中ノ者
- (29) 現ニ在籍中ノ者
- (30) 現ニ在籍中ノ者
- (31) 現ニ在籍中ノ者
- (32) 現ニ在籍中ノ者
- (33) 現ニ在籍中ノ者
- (34) 現ニ在籍中ノ者
- (35) 現ニ在籍中ノ者
- (36) 現ニ在籍中ノ者
- (37) 現ニ在籍中ノ者
- (38) 現ニ在籍中ノ者
- (39) 現ニ在籍中ノ者
- (40) 現ニ在籍中ノ者
- (41) 現ニ在籍中ノ者
- (42) 現ニ在籍中ノ者
- (43) 現ニ在籍中ノ者
- (44) 現ニ在籍中ノ者
- (45) 現ニ在籍中ノ者
- (46) 現ニ在籍中ノ者
- (47) 現ニ在籍中ノ者
- (48) 現ニ在籍中ノ者
- (49) 現ニ在籍中ノ者
- (50) 現ニ在籍中ノ者
- (51) 現ニ在籍中ノ者
- (52) 現ニ在籍中ノ者
- (53) 現ニ在籍中ノ者
- (54) 現ニ在籍中ノ者
- (55) 現ニ在籍中ノ者
- (56) 現ニ在籍中ノ者
- (57) 現ニ在籍中ノ者
- (58) 現ニ在籍中ノ者
- (59) 現ニ在籍中ノ者
- (60) 現ニ在籍中ノ者
- (61) 現ニ在籍中ノ者
- (62) 現ニ在籍中ノ者
- (63) 現ニ在籍中ノ者
- (64) 現ニ在籍中ノ者
- (65) 現ニ在籍中ノ者
- (66) 現ニ在籍中ノ者
- (67) 現ニ在籍中ノ者
- (68) 現ニ在籍中ノ者
- (69) 現ニ在籍中ノ者
- (70) 現ニ在籍中ノ者
- (71) 現ニ在籍中ノ者
- (72) 現ニ在籍中ノ者
- (73) 現ニ在籍中ノ者
- (74) 現ニ在籍中ノ者
- (75) 現ニ在籍中ノ者
- (76) 現ニ在籍中ノ者
- (77) 現ニ在籍中ノ者
- (78) 現ニ在籍中ノ者
- (79) 現ニ在籍中ノ者
- (80) 現ニ在籍中ノ者
- (81) 現ニ在籍中ノ者
- (82) 現ニ在籍中ノ者
- (83) 現ニ在籍中ノ者
- (84) 現ニ在籍中ノ者
- (85) 現ニ在籍中ノ者
- (86) 現ニ在籍中ノ者
- (87) 現ニ在籍中ノ者
- (88) 現ニ在籍中ノ者
- (89) 現ニ在籍中ノ者
- (90) 現ニ在籍中ノ者
- (91) 現ニ在籍中ノ者
- (92) 現ニ在籍中ノ者
- (93) 現ニ在籍中ノ者
- (94) 現ニ在籍中ノ者
- (95) 現ニ在籍中ノ者
- (96) 現ニ在籍中ノ者
- (97) 現ニ在籍中ノ者
- (98) 現ニ在籍中ノ者
- (99) 現ニ在籍中ノ者
- (100) 現ニ在籍中ノ者



別添様式第一號

現行教育會臨時申請（請求）票

申請人	申請（請求）	技術者	經驗者	未経験者	計	出頭日時、場所 （名稱、所在地、人員）	費用、納額	必要理由	者	事業場、名稱、所在地		所管分	
										男	女	計	分
						名、姓、稱、所在地、人員、日時							

昭和 年 月 日

申請（請求）者 氏

名

臨時職員

記載注意

六所管區分欄は、管轄上場教育委員所管有、修別に在、如ク記載スルコト

〇〇省

二、從業場所方記載官衙又ハ事業場ト其ナル場合ハ、從業從業場所ト備考  
 三、記載スルコト





勸發第 四八五號

昭和二十年四月二十日

厚生省勸業局長

通省第一〇七号  
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

別紙

府縣長官

新規徵用事務取扱ニ關スル件

國民勤勞動員令施行ニ關シテハ三月十日厚生省發勸第 六九號ヲ以テ依  
命並牒相成俾康右並牒中國民勤勞動員令事務取扱要領第 三章第 三節ノ  
二ノ四ニ據グル新規徵用ハ左記ニ依リ御措置相成度

記

國民勤勞動員令第 十五條ノ申請(請求)ニ基キ徵用ノ制ヲ設ケル  
トキハ別紙様式第一號ニ依ル徵用實施調査表添附ノ上右新用實施方ニ  
付厚生大臣ニ稟伺スルコト

此ノ爲要スレバ様式ニガ申請(請求)ニ當リ別紙様式第二號ニ依ル徵  
用實施申請(請求)票ヲ添付セシムルコト







記載注意

一 所管区分欄ニハ重需會社（含重需充足會社）管理工場並ニ生産所管省ノ區別ヲ左ノ如ク記載スルコト

（軍） ○ ○ 省  
（管） ○ ○ 省

二 従業場所ガ配屬官衙又ハ専業場ト異ナル場合ハ管轄従業場所ヲ備考欄ニ記載スルコト

三 被徵用者ノ年令、職種及技能程度等ニ付一定ノ資格條件ヲ要スル場合ハ其ノ旨備考欄ニ記載スルコト

四 指名徵用ノ申請（請求）ノ場合ハ被徵用者連名表ヲ添附スルコト



發在 第一〇三號

昭和二十年四月七日

別紙

廳 府 縣 長 官 殿

厚 生 次 官

新規徵用實施要領ニ關スル件

今般國民勤勞動員令ノ制定ニ伴ヒ別紙ノ通新規徵用實施要領決定相成候條爾今特別ノ指示無キ限り御措置相成度此段及通牒候也

新規徴用實施要領

第一 徴用スベキ者ノ範圍

新規ニ徴用スベキ者ハ別ニ定ムル場合ノ外左ニ依ルコト  
未詳者

2 國民登録者ニシテ國民學校初等科以上ヲ終了シタル者タルコト  
2 肄業者

國民登録者ニシテ國民學校初等科以上ヲ終了シ目成ル可ク三月  
以上當該職種ニ従事シ又ハ之ト同程度ノ経験ヲ有スル者タルコ  
ト

第二 新規徴用基準

1 新規徴用ニ當リテハ特ニ左ニ留意スルコト

(一) 徴用ヲ志願スル者ヲ先ニスルコト

(二) 身体強健ナル者ヲ先ニスルコト

(三) 防空監視哨隊員トシテ中央ニ於テ定メラレタル一防哨隊員  
ノ定員内ニアル者ハ徴用セザル様考慮スルコト

(四) 陸海軍軍人ニシテ長期ニ亙リ外地ニ服務シ曠業シタル者ハ相  
當ニ考慮スルコト

新規徴用セザル様考慮スルコト

2 新規徴用ヨリ除外スベキ者ノ範圍ハ法令ニ依リ定メラレタルモノ  
ノ外左ニ依ルコト

(一) 官廳又ハ地方公共團體ニ勤務スル者ニシテ女子又ハ男子高齡者  
ヲ以テ代替シ得ズト認めラルルモノ

(二) 管理工場又ハ監督工場ニ勤務スル者

(三) 官衙ノ利用(調辨)工場又ハ下請工場ニ於テ班ニ勤動員物賣ノ  
生産修理ニ従事スル者ニシテ官衙ノ長、監理官又ハ監督官ニ於  
テ餘人ヲ以テ代ヘ難キ旨證明アリタルモノ

(四) 生産力補充ノ指定事業場ニ勤務スル者ニシテ餘人ヲ以テ代ヘ難  
キ旨證明アリタルモノ

(五) 官衙又ハ重要事業場ノ工事ヲ請負ヒ班ニ該工事ニ従事スル者ニ  
シテ餘人ヲ以テ代ヘ難キ旨證明アリタルモノ

(六) 陸軍防衛召集規則ニ基ク防衛召集待命令所持者

(七) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(八) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(九) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十一) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十二) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十三) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十四) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十五) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十六) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十七) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十八) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(十九) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(二十) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(二十一) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(二十二) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(二十三) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

(二十四) 兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ル學  
生

シテ掲ゲラレタルモノ又ハ中等學校令ニ基ク學校並ニ文部厚生  
兩大臣ニ於テ協議ノ上指定シタル各種學校ニ在學スル者  
(凡)徴兵検査ヲ終了シ近ク入營ヲ豫想セララルル者  
第三 徴用事務

1. 國民勤勞動員令第十條ノ規定ニ依ル終衛ヲ爲シ勤勞常時要員トシ  
テ服務ニ適スト判定セラレタル者ノ中ヨリ適格者ヲ選定シ被徵用  
者ヲ決定スルコト
2. 適格者少キ爲徴用人員ニ不足ヲ生ジタルトキハ更ニ終衛ヲ行ヒ充  
足ヲ爲スコト此ノ場合ニ於テ已ムル得ザル事由ニ因リ亦足ノ見込  
ナキトキハ其ノ事由ヲ具シ厚生大臣ノ指揮ヲ受クルコト
3. 徴用令ニ交付ノ際ハ被徵用者赴任心算ヲ作成シ向令書ニ添付スル  
コト 但シ事案場ニ徵用セラレタル者ニ對シテハ管前事案場ヨリ  
送付セシムルニ付之ヲ添付スルコト
4. 職域ニ付徵用ヲ管前事案場ニ付シテハ別ニ指示スル所ニ依ルコト
5. 其ノ他注意スベキ事項
1. 被徵用者ニ對シテハ出頭旅費前令押制ノ趣旨ヲ注意スルコト
2. 事案場ニ配屬セララルベキ被徵用者ノ赴任旅費ニ關シテハ管前事案場

3. 被徵用者ノ即休輪送ニ關シテハ管省ニ於テ運輸通信省ト協議ノ上  
運送列車指定等ノ手續ヲ爲スニ付關係府縣ニ於テハ地元驛又ハ  
鐵道局ト聯絡シ之ヲ輸送ニ遺憾ナキヲ期スルコト
4. 尙事案場ヨリ其ノ際引率者ヲ派遣セシムル如ク豫メ連絡スルコト
5. 被徵用者事案場輸送其ノ他ノ都合ニ依リ配屬官衙又ハ事案場ノ出頭  
日時ヲ變更セザルコト

寫

厚生省發勸第一〇五號

昭和二十年四月九日

厚生省勤勞局長

別紙

各廳府縣長官 殿

事業場現員徵用實施基準ニ關スル件

事業場現員徵用ニ關シテハ客年九月三十日勸發第六一一八號國民徵用  
實施ニ關スル件並牒ニ依リ夫々實施中ノ處爾今左記各號ニ該當スル事  
業場ニ付必要アル場合ハ現員徵用ヲ實施スルコトト相成候條御了知相  
成度

記

一工場事業場管理令ニ依リ管理セラルルモノナルコトヲ原則トスルコ  
ト

一男女勞務者欄ネ一〇〇名(學生、女子挺身隊ヲ除ク)以上在籍スル  
モノナルコト

一勤勞管理良好ニシテ地方長官ニ於テ徵用實施支障ナシト認メタルモ  
ノナルコト



# 別紙

厚生省發勅第一一號

昭和二十年四月二十日

廳府縣長官 啓

厚 生 次 官

現員徵用管施要領ニ關スル件

今般國民勸勞勸員令ノ制定ニ伴ヒ現員徵用ハ國民勸勞勸員令第十五  
 條ノ二項(請求)トハ別條ニ事業場ノ事業主(國ニ在リテハ官衙ノ  
 長トス)ノ申請(請求)ニ基キ管該事業場所在地ヲ管轄スル地方長  
 官ニ於テ管施スルニトシ別紙ノ通り現員徵用管施要領決定相成候條  
 關係進階参照ノ上之方運用ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此際依命及  
 謹 啓 也

裏面白紙

現員徴用實施要領

- 一 現員徴用ハ特別ニ指示スル場合ヲ除キ本要領ニ依リ之ヲ實施スルコト
- 二 現員徴用ハ事業場ノ事業主(國ニ在リテハ官衙ノ長トス)ノ申請(請求)ニ基キ之ヲ實施スルコト
- 三 右申請(請求)ハ別紙様式第一號ニ依リ之ヲ爲サシムルコト
- 四 現員徴用ノ申請(請求)アリタルトキハ地方長官ハ其ノ内容ヲ審査シ適當ト認ムルモノニ付テハ厚生大臣ノ命令アリタルモノトシテ現員徴用ヲ實施スルコト
- 五 尙事奉場ノ現員徴用實施ニ當リテハ生産所管省現員徴用ノ意見ヲ徵スルコト
- 六 現員徴用ハ成ルベク四半期毎ニ取纏メ實施スルコト
- 七 現員徴用スベキ者ノ範圍ハ別ニ定ムル場合ノ外左ニ依ルコト
  - (一) 現員徴用實施基準年月日現在ニ於ケル在籍者ニシテ年齢十二年以上ノモノタルコトヲ原則トスルコト
  - (二) 前項ノ在籍者ハ官衙ニ在リテハ雇員、傭人又ハ之ニ準ズルモノ

及工員、事業場ニ在リテハ事業主(法人ニ在リテハ其ノ代表者)職員及工員タルコトヲ原則トシ左ノ各號ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ除外スルコト

- 一 現員ニ應召又ハ入替中ノ者
- 二 傷疾、疾病等ニ因ル長期缺勤者
- 三 所在不明ノ者
- 四 其ノ他徴用ニ適セザル者

六 現員徴用ノ實施ヲ決定シタルトキハ當該事業場又ハ官衙ヨリ現員徴用スベキ者ノ連名表ヲ提出セシメ之ニ基キ徴用令書ヲ作成スルコト

七 徴用令書ノ記載事項ハ別段ノ指示ナキ限り左ニ依ルコト

徴用令書記載事項例示





別紙様式第一號

現員徴用實施申請（請求）票

備考	徴用ヲ必要トスル理由	徴用ノ期間	出頭日時、場所（名稱所在地）及人員	申請（請求）人員			區所分管														
				計	男	女															
								技術者	経験者	未経験者											
			<table border="1"> <tr> <td>場</td> <td>名</td> <td>稱</td> <td>所</td> <td>在</td> <td>地</td> <td>人</td> <td>員</td> <td>日</td> <td>時</td> </tr> </table>	場	名	稱	所	在	地	人	員	日	時								
場	名	稱	所	在	地	人	員	日	時												

昭和 年 月 日

申請（請求）者

氏

名

印

府縣長官 殿

記載注意

一 所管區分欄ニハ管理工場並ニ生産所管省ノ區別ヲ左ノ如ク記載スルコト

管 ○ ○ 省

二 從業場所方配屬官衙又ハ事業場ト異ナル場合ハ當該從業場所ヲ備考欄ニ記載スルコト

